

# 播磨町の奨学金制度について

播磨町では、経済的理由により就学が困難な学生などに対して奨学金を貸し付けしています。

▶令和2年度の奨学金貸付申請の受付期間(予定) 令和2年6月1日(月)～15日(月)(土・日曜日は除く)

▶問合せ 教育総務グループ ☎079(435)0533

## 1. 貸し付け対象となる人

播磨町に住所を有し、次のすべての要件を満たす人。

- (1) 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校、各種学校、大学および短期大学など(ただし私立学校については学校法人が設置運営する学校であること)に在学している人
- (2) 経済的理由により修学が困難な人(教育委員会の定める所得基準があります)
- (3) 修学意欲が盛んである人

## 2. 貸し付けされる額

区分	奨学金の額	
国公立の高等学校	月額 17,000円	
私立の高等学校	月額 29,000円	
高等専門学校	国公立	月額 20,000円
	私立	月額 31,000円
専修学校	国公立	月額 17,000円
	私立	月額 29,000円
各種学校	月額 22,000円	
大学・短期大学など	月額 30,000円 または50,000円 (自由選択)	

※他の奨学金を受ける人は、その奨学金との合計金額が上記金額を超えない範囲となります。貸付額が上記金額以上の奨学金を受けている場合は、播磨町奨学金の申請は受け付けできませんのでご注意ください。

## 3. 連帯保証人

貸し付けが決定した場合は、連帯保証人が2人必要となります。

- ・1人目－奨学生の父母
- ・2人目－次のⅠ、Ⅱの条件に全て当てはまる人

### Ⅰ. 債務返済能力のある人

別住所で独立した生計を営み、債務返済能力のある人。返済能力を確認できるいずれかの書類を提出していただきます。

- ・所得証明書(給与所得者)年間収入 $\geq$ 月賦返還額 $\times$ 12月+300万円(事業所得者)年間所得 $\geq$ 月賦返還額 $\times$ 12月+200万円
- ・預貯金残高証明書 預金残高 $\geq$ 貸付予定総額
- ・固定資産評価証明書 評価額 $\geq$ 貸付予定総額

### Ⅱ. 以下のいずれかに該当する人

- (ア) 奨学生の父母以外の4親等以内の親族で、20歳以上65歳未満の人
- (イ) (ア)に該当する人がいない場合は、20歳以上65歳未満の人
- (ウ) (イ)に該当する人がいない場合は、4親等以内の親族で65歳以上の人

## 4. 貸し付けされる時期

4月、8月、12月の3回に分けて奨学生本人名義の口座に振り込みます。

(ただし、貸付初年度は、8月、12月の2回とします)

## 5. 返還の方法

貸付期間終了後の翌月から起算して6カ月経過した月から、返還が始まります。

返還期間は、貸付年月の2倍の年月になります。

(例) 月額50,000円の貸し付けを4年間受けた場合  
月額25,000円を8年間で返還

※正当な理由がなく、期日までに返還しなかった場合、延滞金が加算されます。また、返還が滞った場合、貸付金額を一括返済していただく場合があります。

## 6. 認定基準(所得基準)

貸付希望者の父母又はこれに代わって生計を維持する人の所得金額合計額(認定所得金額)が次の「収入基準額」を下回れば認定することができます。

### ▼収入基準額(令和2年度)

区分	収入基準額		
	大学・専修学校専門課程に在籍	その他の学校に在籍	
世帯人員	1人	139万円	103万円
	2人	198 //	165 //
	3人	212 //	190 //
	4人	229 //	206 //
	5人	239 //	221 //
	6人	250 //	234 //
	7人	262 //	246 //

## 7. 所得金額の計算方法

次の①所得金額から②特別控除額を引いたものが認定所得金額となります。

### ①所得金額

父母などそれぞれの所得について、給与所得の場合は次の計算式により算定した控除額を差し引いて所得金額を求め、それらを合計します。

※ただし、事業所得の場合は売上金額から必要経費を差し引いたものを所得金額とします。

#### (A)

収入金額	控除額
268万円未満の場合	収入金額と同額
268万円以上400万円以下の場合	収入金額 $\times$ 0.2+214万円
400万円を超え781万円以下の場合	収入金額 $\times$ 0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

#### (B)

収入金額	控除額
65万円以下の場合	収入金額と同額
65万円を超え180万円以下の場合	収入金額 $\times$ 0.4 (ただし、控除額が65万円未満の場合は65万円)
180万円を超え360万円以下の場合	収入金額 $\times$ 0.3+18万円
360万円を超え660万円以下の場合	収入金額 $\times$ 0.2+54万円
660万円を超え1,000万円以下の場合	収入金額 $\times$ 0.1+120万円
1,000万円を超え1,500万円以下の場合	収入金額 $\times$ 0.05+170万円
1,500万円を超える場合	245万円

※貸付希望者の父母などのうち、給与所得の収入金額が多い人(給与所得のある人が1人の場合を含む)は(A)の表、少ない人は(B)の表を適用する。

### ②特別控除額

貸付希望者以外に就学者のいる世帯や母子・父子世帯、障害のある人がいる世帯等特別の事情のある世帯については、世帯の状況に合わせて特別控除があります。詳しくは教育総務グループにお問い合わせください。

(例) 4人世帯【家族構成 父、母、兄(私立大学3年生)、奨学生(私立大学1年生)】

(収入金額)	父(600万)、母(350万)、兄(60万)、奨学生(0円)
(所得金額)	父 600万-(600万 $\times$ 0.3+174万)=246万円 ㊦
	母 350万-(350万 $\times$ 0.3+18万)=227万円 ㊧
	兄(対象外) 0円 ㊨
	㊦+㊧+㊨=473万円 ㊩
(特別控除額)	兄 133万+奨学生 137万=270万円 ㊪
	㊩-㊪=203万円<229万円(4人世帯の収入基準額)

☎079(435)0533  
教育総務グループ

### ▼申請・問合せ

く ※郵送での申請も可能です。

5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

午前8時30分～正午、午後1時～

2月3日(月)～21日(金)

### ▼受付期間

新小学1年生 5万6000円

新小学1年生 5万7千400円

新中学1年生 5万7千400円

### ▼援助額(予定)

新小学1年生 5万6000円

新小学1年生 5万7千400円

新中学1年生 5万7千400円

※現在小学校6年生で平成31年度

就学援助を受けている人は申請の

必要はありません。

世帯は除く)

▼対象 令和2年度より町立小・

中学校新1年生となる子どもが

いる世帯で、世帯全員の所得の合計

額が基準額以下の世帯(生活保護

世帯は除く)

町立小・中学校新1年生の学用

品費及び通学用品に対して援助し

ます。

制度

就学援助(新入学学用品準備費)

制度

令和2年度小・中学校新1年生の就

学援助(新入学学用品準備費)制度

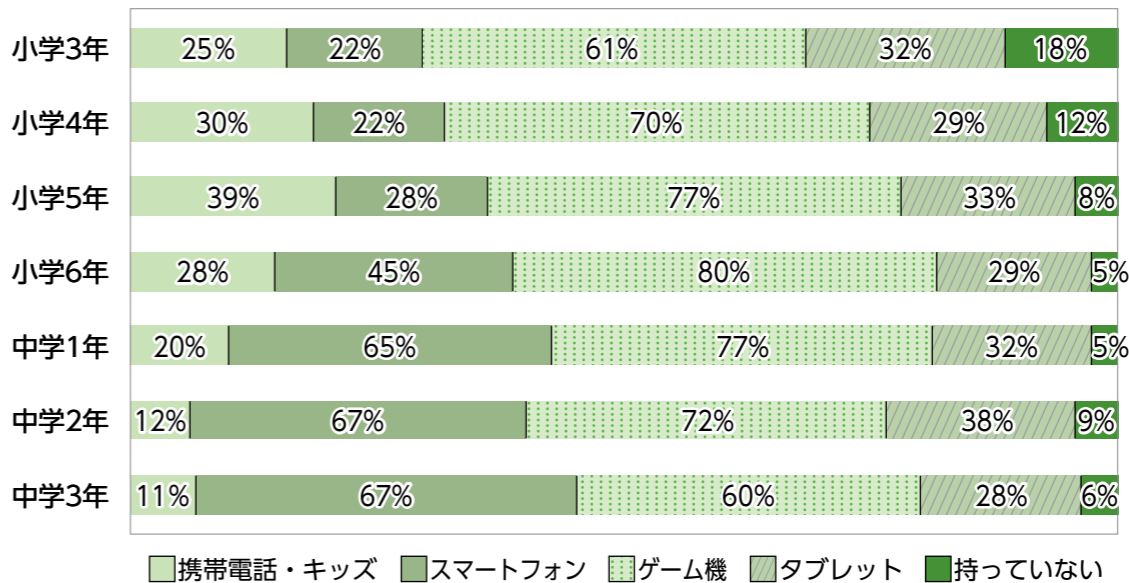
# 子どもたちの

# 携帯電話やスマートフォンなどの利用状況

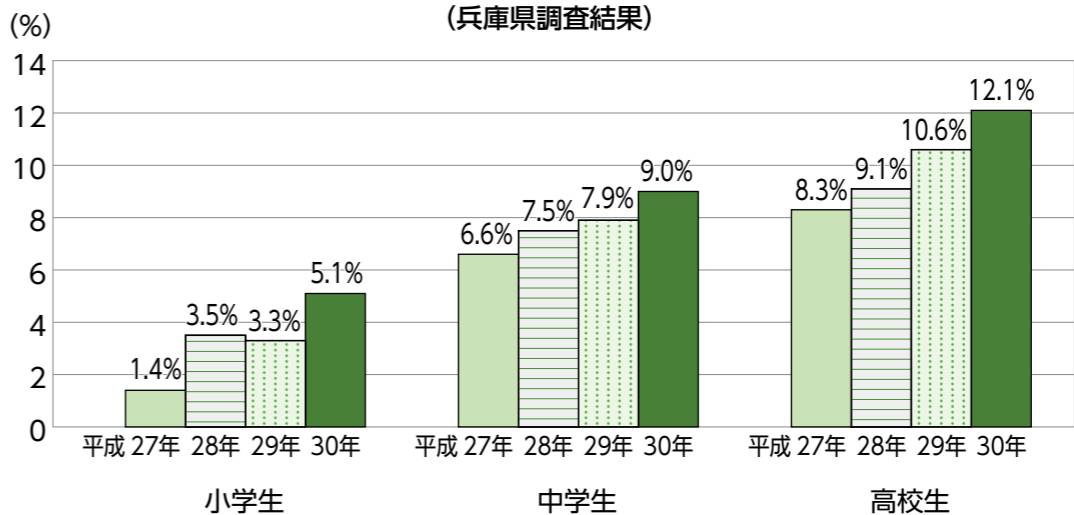
播磨町教育委員会では、毎年小学3年生から中学3年生までを対象に、携帯電話・スマートフォン（以下スマホという）などの利用状況について、アンケート調査を実施しています。調査結果から、全体の傾向としては、学年が上がることによりスマホの所持率が高くなっており、スマホを利用している小学6年生は45%、中学3年生は67%で、年々増加傾向にあります。ゲーム機については、小学生は学年が上がることに所持率が高くなり、中学生は学年が上がることに低くなっています。

近年、スマホが青少年の間で広く普及しているなか、その利用により様々な問題が生じています。ネット依存やネットいじめ、ゲーム利用による高額課金、個人情報流出によるトラブルなどがあります。また、ワンクリック詐欺に不正請求、児童生徒が自分の裸や下着姿の写真を送信させられる自撮り被害、悩みの相談からの誘拐など犯罪に巻き込まれるケースも数多く発生しています。そこで、今回の調査結果をご覧いただき、子どものネット利用についてしっかりと把握するとともに、携帯電話やスマホなどの適切な使い方について、ご家族で話し合っていたいただけたらと思います。

携帯電話・スマートフォンなどの所持率  
(対象児童・生徒数を100とした時の所持率)

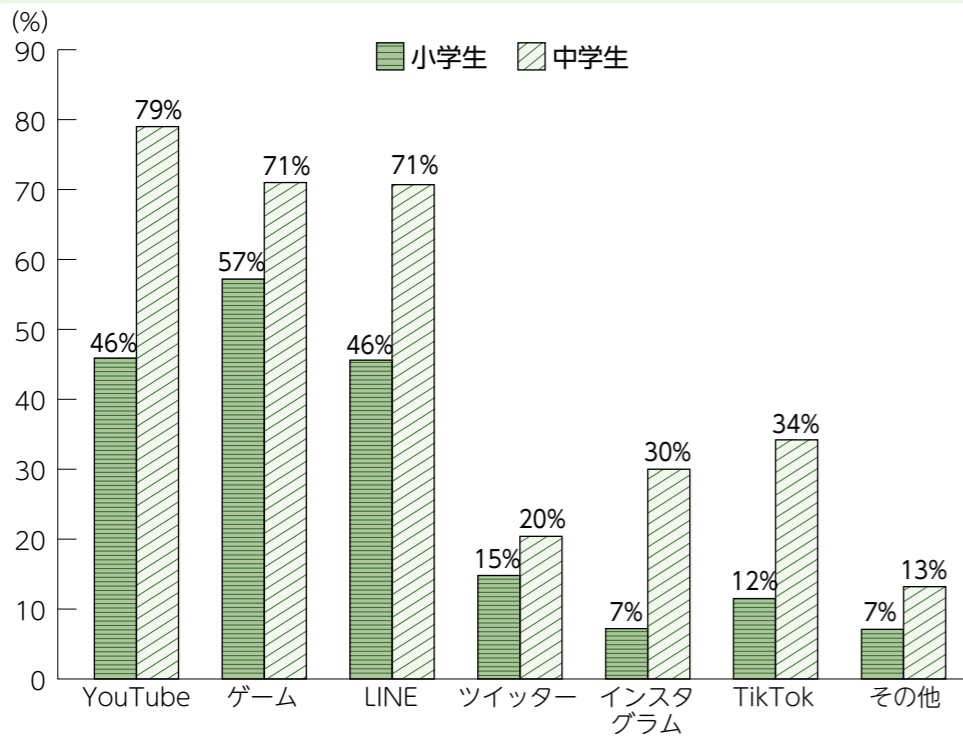


インターネット依存の割合  
(兵庫県調査結果)



## 利用しているコンテンツ

携帯電話やスマホなどで、小学生が主に利用しているコンテンツはゲームが最も多く57%で、続いてYouTube、LINEが46%でした。中学生はYouTubeが最も多く79%で、続いてゲーム、LINEが71%でした。その他にツイッターやインスタグラム、TikTokを利用しています。小学生と中学生を比べると、インスタグラムでは4倍、TikTokでは3倍と急激に増えています。



**用語解説:** ゲーム 通信機能つきのゲームでインターネットを介してほかの人とプレイすることや、有料(課金)で遊ぶゲームもある。YouTube(ユーチューブ) 動画投稿共有サービスのこと。LINE(ライン) 文字やスタンプ、通話ができるコミュニケーションアプリで、画像や動画の投稿や、LINE Pay(ラインペイ)という電子マネー機能もある。Twitter(ツイッター) 140文字以内の文字や画像、動画を投稿し共有することができるサービス。Instagram(インスタグラム) 写真の投稿と共有ができるサービス。TikTok(ティックトック) 短い動画を投稿し共有するアプリとそのサービス利用者のコミュニティのこと。

## 子どものネット利用状況を把握できていますか

今回の調査結果で、「画像を投稿したことがある」と回答した小学生は11%、中学生は26%で、「会ったことのない人とネット上でやり取りをしたことがある」と回答した小学生は25%、中学生は42%でした。数多くの児童生徒がネットを利用し、いろいろな人と広く交流していることが分かりました。

兵庫県の調査で、子どものネット利用実態を保護者が必ずしも把握できていないことが分かっています。まずは、親子でしっかりとコミュニケーションをとり、子どもの実態を把握するとともに、トラブルや犯罪被害に遭わないためにも次の①～③を心がけましょう。

- ① フィルタリングを必ず利用する
- ② 家庭内のルール作りと見守りをする
- ③ 実際の犯行の手口を知る

## 困った時は専門機関に相談しよう



県警本部サイバー犯罪対策課  
☎078(341)7441(代表)

県警本部青少年課ヤングトーク  
☎0120(786)109

ひょうごこころ悩み相談センター  
☎0120(0)78310(24時間)

ひょうごこころ「ネットいじめ情報」相談窓口  
☎06(4868)3365

Eメール soudan@hyogokko.npos.biz  
(月～土曜日 午後2時～7時)

▼問合せ 学校教育グループ ☎079(435)0545